

問 大木町で起きた事件に対して町長の姿勢を問う

答 入札制度改革・政治倫理条例を早急に整備

問 大木町で起きた事件に対して町長の姿勢について伺う。

町長 今回の事件により、町民の皆さんに町政に対する不信感、失望感を与える結果となり誠に申し訳なく思っている。行政遂行の責任者として、今回の事件を重く受け止め責任を取るため、給料減額の条例改正案を今議会に追加議案で提出することとしている。

一方で、今回の事件を踏まえ、二度とこのような事件を起こさないための、入札制度改革や政治倫理条例等を整備することが重要な責任と考えている。

入札制度改革については、

対してその責務を全うしなければならぬ。また、情報公開を総合的に推進することによって行政の透明性を高め、町民の行政への参加を促し、真に求める情報を提供し、行政と町民との信頼関係の向上に努めなければならないと考えている。

問 今までに間違った情報開示がなかったか、もしあった場合の責任を伺う。

総務課長 開示後に再度内容について問い合わせがあった場合には、主管課及び総務課でそのつど説明し、必要であれば再度開示請求をお願いしている。今年度に1件の請求に係る開示情報で内容に漏れがあり、誤った情報開示をしている。

後日そのことが判明したため、担当者が内容の説明をし謝罪をしたうえで取り替えた旨の連絡をしたが「一部のデータの欠落分については、承知しているので差し替えの必要はない」との返事を頂いたと報告を受けた経緯がある。

しかし、このようなミスはあってはならないことで、情報公開の目的を損なうものであったと認識している。今後は実施機関の説明責任と、主権者である町民に対しての責務を果たすことを自覚し、誠意ある対応により町政にあたりたいと考えている。

この誤った情報開示については、総務課が保存・保管している情報であり、開示請求者に対し町政に対する不信感を与えたことに対し、反省をし、その責任は担当課長である私にあり、先日処分を受けたところである。今後は、このような事態をまねかないよう条例を遵守し「情報は町民との共有財産である」との基本姿勢に立って、職務の遂行に励みたいと考えている。

問 今度の事件は指名委員会のあると思うが、指名委員会事項を精査して町長は決裁をしたのか。

町長 今回の工事の発注は、原課である教育課より指名選

定委員会委員長宛に指名業者選定の諮問があり、それを受けて委員会で審議し、審議結果を各委員が確認した後、委員長名で私に報告があつている。決裁後、委員長名で教育課へ請負業者指名決定の通知をしているところである。

今回の工事に関する請負業者決定までの事務処理については、従来の形で行われており、指名業者選定にあたっては、「大木町建設工事指名競争入札参加者の格付及び選定要綱」に基づいて行われたものと考えている。しかし、結果として当指名委員会の機能が十分に働いておらず「大木中学校大規模改修工事」の談合事件という非常に残念な結果をまねくこととなり、町民の皆様にも深くお詫びするとともに、深く反省するものがある。二度とこのような事件が起きないように、再発防止に向けた、入札制度改革において、指名選定の過程においても「より透明性を高め」、「恣意性を徹底的に排除する」と

とを主眼に、また、客観的な